

<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この法人は、社団法人仙台市薬剤師会（以下「本会」という。）という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、主たる事務所を仙台市青葉区落合二丁目15番26号に置く。</p> <p>2. 本会は、従たる事務所を仙台市太白区茂庭字新熊野64番地に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、地域の保健、医療及び福祉に参画するとともに、地域住民に対する薬学知識の普及と薬剤師職能を發揮することにより地域住民の健康と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 薬物乱用防止及び医薬品・毒劇物適正使用の啓発に関すること。</p>	<p>一般社団法人に移行</p> <p>最小行政区画までの記載でよいので市までの記載にしました。</p> <p>一部、言葉を変更いたしました</p> <p>定款への記載のない事業は公益目的事業とは認められないことがあるため、特定の事業の記載は出来るだけ避け、事業展開しやすいよう幅広く解釈できる記載としました。</p> <p>(1)→(3)(4)(5)に移動 薬物乱用防止及び医薬品・毒劇物適正使用の啓発だけでなく幅広く事業を展開できるよう薬学の進歩発展、公衆衛生の普及・指導、薬事衛生の普及・啓発という言葉に置き換</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この法人は、一般社団法人仙台市薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、仙台市の保健、医療及び福祉に参画するとともに、薬剤師の倫理的、学術的水準を高め、地域住民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業</p> <p>(2) 薬学の進歩発展に関する事業</p> <p>(3) 医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業</p> <p>(4) 公衆衛生の普及・指導に関する事業</p> <p>(5) 薬事衛生の普及・啓発に関する事</p>
--	--	--

<p>(2) 仙台市急患センター及び仙台市北部急患診療所への協力に関すること。</p> <p>(3) 会営茂庭調剤薬局の開設及び運営に関すること。</p> <p>(4) 介護福祉相談薬局及び薬店の認定並びにそれらに従事する者の研修に関すること。</p> <p>(5) 在宅医療における仙台市の生活保護者に対する支援に関すること。</p> <p>(6) 医療及び医薬品に関する知識の啓蒙及び普及活動に関すること。</p> <p>(7) 薬剤師の資質向上のための研修会の開催に関すること。</p> <p>(8) 学校における保健衛生・環境整備に対する知識の啓蒙及び普及活動に関すること。</p> <p>(9) 災害時における医薬品供給及び医療体制への協力に関すること。</p> <p>(10) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(会員の種類)</p> <p>第5条 本会の会員は、次の3種とする。</p>	<p>えました</p> <p>(2) (3) → (1) に集約 事業展開も視野に入れ特定の施設の定款への記載は避けました。今まで定款に記載されていなかった処方箋 FAX 送信事業もここに入ります</p> <p>(4) (5) → (6) に集約</p> <p>(6) → (3) 移動</p> <p>(7) → (2) 移動</p> <p>(8) → (8) 移動 啓蒙は上からの目線になるので、啓蒙に変更いたしました。</p> <p>(9) → (7) 移動</p> <p>福利厚生がぬけていたのを追加しました。</p> <p>地域の指定により管轄が決まります。</p>	<p>業</p> <p>(6) 在宅医療、介護福祉の向上に関する事業</p> <p>(7) 災害時の医薬品の確保・供給及び医療体制への協力に関する事業</p> <p>(8) 学校における保健衛生・環境整備に対する知識の啓蒙 及び普及に関する事業</p> <p>(9) 会員の福利厚生事業</p> <p>(10) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、仙台市及びその周辺において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会 員</p> <p>(会員の種類)</p> <p>第5条 本会は、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 仙台市内に居住又は在職</p>
--	---	---

<p>(1) 正会員 仙台市内に居住又は在職する薬剤師で、本会の目的に賛同して入会した者</p> <p>(2) 賛助会員 薬事に関係ある個人若しくは法人で本会の目的に賛同して入会したもの</p> <p>(3) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの</p> <p>(入 会)</p> <p>第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>薬事に関係が無い方でも大丈夫なように変更。学識経験者も受け入れられるよういたしました。</p> <p>日薬に合わせて特別会員新設。学生の取り込みを意識しています。</p> <p>名誉会員のハードルが高すぎるため現在は誰もおらず、理事会で決めさせていただきたい。</p> <p>会員規則をご参照ください</p> <p>3 層構造の堅持を原則とするが、市薬のみの会員も特例で正会員を維持できる</p>	<p>する薬剤師で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者</p> <p>(2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体</p> <p>(3) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し入会した個人</p> <p>(4) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験者で理事会において名誉会員とすることを決議した者</p> <p>2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは、総会で定める会員規則による。</p> <p>2 正会員は宮城県薬剤師会の正会員であるものとする。但し、理事会で承認が得られた場合には、本会のみ正会員として特例を認める。</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第7条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。</p> <p>(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）</p> <p>(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）</p> <p>(3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）</p> <p>(4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）</p>
--	---	--

<p>(入会金及び会費)</p> <p>第7条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、総会において別に定める額と方法により入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。</p> <p>(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(3) 除名されたとき。</p> <p>(退 会)</p> <p>第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。</p>	<p>第8条3、4に記載</p> <p>会費規則をご参照ください。</p> <p>県薬、日薬の会費も変更しない</p> <p>退会、除名、喪失については承認を得ている日薬モデル定款を準用させていただきました</p> <p>法人法 28 条任意退社</p> <p>法人法 30 条除名 49 条 2 項社員総会の特別決議</p>	<p>(5) 法人法第 57 条第 4 項の権利 ((社員総会の議事録の閲覧など)</p> <p>(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)</p> <p>(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)</p> <p>(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)</p> <p>(会員の義務)</p> <p>第 8 条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。</p> <p>2 会員は、この定款に定める事項及び第 4 章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。</p> <p>3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等 (以下「会費等」という。) を本会に支払う義務を負う。</p> <p>4 会費等の額及び支払方法は、総会において別に定める会費規則による。</p> <p>5 既納の会費等はこれを返納しない。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第 9 条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。</p> <p>(除 名)</p> <p>第 10 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。</p>
---	---	--

<p>(除名)</p> <p>第10条 正会員若しくは賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合、又は名誉会員が第1号及び第2号に該当する場合は、総会において総会員の4分の3以上の議決に基づき、その正会員若しくは賛助会員又は名誉会員を除名することができる。</p> <p>(1) 会員としての名誉又は本会の名誉を著しく傷つけたとき</p> <p>(2) 本会の定款、規程又は総会の決議に違反し、若しくは秩序を乱す行為をしたとき</p> <p>(3) 6ヶ月以上会費を滞納し、催告期日に納入しないとき</p> <p>2. 前項第1号及び第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会費等の不返還)</p> <p>第11条 既に納入された会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。</p>	<p>法人法 29 条法定退社</p> <p>第8条5にまとめました</p> <p>内閣府のモデル定款に従い第4章は総会に順序を変えました</p> <p>見やすくするため左側の第3章は第2章の後ろにまわしてあります</p>	<p>(1) この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。</p> <p>(2) 薬剤師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 会員は前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 6箇月以上会費を滞納し、催告期日に納入しないとき</p> <p>(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。</p> <p>2 前条により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。</p> <p>3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。</p>
--	---	--

<p style="text-align: center;">第4章 会 議</p> <p>(会議の種別)</p> <p>第18条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(会議の構成)</p> <p>第19条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。</p> <p>2. 理事会は、会長、副会長その他の理事をもって構成する。</p> <p>(会議の権能)</p> <p>第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。</p> <p>2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第21条 通常総会は、毎年3月及び5月の年2回開催する。</p> <p>2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。</p> <p>(3) 監事が民法第59条第4号</p>	<p>賛助会員の裾野を広げたいため、薬剤師の団体なので総会は正会員をもって構成するようにしました。</p> <p>14条(開催)へまとめて記載。</p> <p>2. は招集のところにまとめてあります。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第12条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権 限)</p> <p>第13条 総会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <p>(1) 正会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 会員規則及び会費規則の制定及び改廃</p> <p>(7) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開 催)</p> <p>第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p>
---	--	--

<p>に基づいて招集するとき。</p> <p>3. 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 理事の4分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第22条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。</p> <p>2. 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から15日以内に理事会を、招集しなければならない。</p> <p>3. 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。</p> <p>(会議の議長)</p> <p>第23条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。</p> <p>2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(会議の定足数)</p>	<p>2. → 4 臨時総会の開催日時は請求から30日以内では会場がなかなかおさえられないので6週間以内に変更 右3 法人法第37条第1項及び内閣府の公表したモデル定款においても、当該記載となっております。</p> <p>理事会の議長は理事会の章に移行</p>	<p>(招集)</p> <p>第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の15日前までに通知を発しなければならない。</p> <p>3 総正会員の5分の1以上の会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。</p> <p>(議長及び副議長の選出)</p> <p>第16条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。</p> <p>2 議長及び副議長は、総会において正会員の中から選出する。</p> <p>(議長及び副議長の職務等)</p> <p>第17条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。</p> <p>2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるときはその職務を代理する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第18条 総会は、正会員の過半数の出</p>
--	--	--

<p>第24条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(会議の議決)</p> <p>第25条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会議における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用</p>		<p>席がなければ開催することができない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第20条 総会の決議は総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 正会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(書面表決等)</p> <p>第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合、第18条、第20条の適用については出席したものとみなす。</p>
--	--	--

については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した会員のうちから、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第3章 役員

(役員の種類および選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以上3人以内
- (3) 理事(会長及び副会長を含む。) 20

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び会議に出席した正会員の中から選出された議事録署名員2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常務理事とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法

<p>人以上 25 人以内</p> <p>(4) 監 事 2 人以上 3 人以内</p> <p>2. 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>3. 会長及び副会長は、理事の互選により定める。</p> <p>4. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。</p> <p>5. 理事のいずれか一人と、その親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。</p> <p>6. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。</p> <p>7. 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。</p> <p>8. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第 13 条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。</p> <p>3. 理事は、理事会の構成員となり、業務の執行を決定し、会務を分掌する。</p>	<p>法人法上の名称を明記する必要があります</p> <p>4, 6 → 右 5</p> <p>5 → 右 4</p> <p>法令上は必須ではありませんがガバナンス確保上重要と考えられます。(右 3)</p> <p>7, 8</p> <p>必要が無くなりました</p> <p>行政庁が管轄になり、県知事に届ける必要はありません。(認可も県知事ではなくなります。)</p>	<p>第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員の選任等)</p> <p>第 25 条 理事及び監事の選任は、総会の決議によって行う。</p> <p>2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 前項の会長は、総会の推薦のあった会長候補の中から選定することができる。</p> <p>4 理事のうち、理事のいずれか 1 名と、その配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。</p> <p>5 監事には、理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 常務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故のあるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。</p> <p>5 会長、副会長及び常務理事は、毎事</p>
---	---	--

<p>4. 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 14 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、退任した役員又は他の現任役員の残任期間と同一とする。</p> <p>3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決に基づき、その役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その</p>	<p style="text-align: center;">法人法 75 条 1 項</p>	<p>業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 理事及び監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 29 条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。</p>
--	---	--

他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第10条第2項中「前項第1号及び第2号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬等)

第16条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。

3. 報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問)

第17条 本会に、顧問を置くこと

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は総会において別に定める。

(責任の免除)

第31条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法に規定する額の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第32条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

<p>ができる。</p> <p>2. 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3. 顧問の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。</p> <p>4. 顧問は、本会の運営並びに重要事項につき、会長の諮問に応じ、かつ、随時意見を述べることができる。</p> <p>5. 顧問には、報酬を支給しない。ただし、費用を弁償することができる。</p>	<p>理事会は定款で規定する必要があります。法人法 60 条 2 項</p> <p>会長としない場合、出席理事全員の署名が必要となります。また、会長の出席がない場合で、登記に必要な議案の決議がある場合は、議事録への捺印は各自実印になります。</p>	<p>2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。</p> <p>3 顧問は次の職務を行う。</p> <p>(1) 会長の相談に応じること。</p> <p>(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。</p> <p>4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 33 条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 34 条 理事会は、法令に定めるもののほか次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(招集)</p> <p>第 35 条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長が事故のあるときは、各理事が、あらかじめ理事間で定めた順位により理事会を招集する。</p> <p>3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>
---	--	---

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常務理事会)

第 40 条 本会に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会は、次の職務を行う。

(1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討

(2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討

<p>(1) 財産目録に記載された財産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 入会金</p> <p>(4) 寄附金品</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) 資産から生ずる収入</p> <p>(7) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。</p> <p>2. 本会の資産は、総会において、出席した構成員の3分の2以上の同意をもって周年記念事業資金に充てるため、その一部を基金とすることができる。</p> <p>3. 基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、周年記念事業に充てる場合は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、その全部若しくは一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。</p> <p>4. その他、基金の設置及び運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第30条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に、総会の議決を経て宮城県知事に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その議決を経るこ</p>	<p>本来は総会の承認は必要ないが、今までの経緯もあり追加</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第46条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類は、理事会の決議を経て直近の総会の承認を受けなければな</p>
--	-----------------------------------	---

とができない場合には、その事業年度開始の日から2月以内に、総会の議決を経て宮城県知事に届け出るものとする。

2. 前項ただし書の場合にあつては、会長は、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3. 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4. 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を経て、宮城県知事に届け出なければならない。

(長期借入れの制限)

第31条 本会が1年以上の長期借入れをする場合は、総会において総会員の3分の2以上の議決を経て、宮城県知事に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、理事会の決議を経て監事の監査を受け、その事業年度終了後2月以内に、総会の承認を得て宮城県知事に届け出なければならない。この場合に

らない。会長は、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 会長は、毎事業年度経過後すみやかに次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1

<p>において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、履歴事項全部証明書を添えるものとする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第6章 ブロック (ブロックの設置等)</p> <p>第34条 本会は、総会の決議により、地域を定め本会と行政区との連絡調整及びその業務を行うため、ブロックを設けることができる。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第35条 この定款は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県知事の許可を得なければ変更することができない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第36条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。</p> <p>2. 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を経、かつ、宮城県知事の承認を得なければならない。</p> <p>3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、</p>	<p>定款からの記載をなくしました。</p> <p>内閣府のモデル定款に従い作成 定款は行政庁から変更の認定を受ける必要がある 認定法11条1項、13条1項3号 定款改定規程の作成</p>	<p>号及び第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、前項第1号の書類はその内容を報告し、前項第3号及び第5号の書類は、承認を受けなければならない。</p> <p>3 会長は、第1項の書類のほか、監査報告を作成し、本会の主たる事務所に5年間保管し、本会の定款及び会員名簿とともに、備え置くものとする。</p> <p>4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。</p> <p>(剰余金の分配の禁止)</p> <p>第48条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。</p> <p>第10章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第49条 この定款は総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第11章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第52条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。</p>
---	--	---

<p>かつ、宮城県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄附する。</p> <p>第8章 事務局 (事務局の設置等)</p> <p>第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>3. 事務局長その他の職員は、会長が任免する。</p> <p>4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第38条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 名簿及び会員の異動に関する書類</p> <p>(3) 監事及び職員の名簿及び履歴書</p> <p>(4) 認可等及び登記に関する書類</p> <p>(5) 定款に定める機関の議事に関する書類</p> <p>(6) 支出に関する帳簿及び証拠書類</p> <p>(7) 負債及び正味財産の状況を示す書類</p> <p>8</p> <p>(8) その他必要な帳簿及び書類</p> <p>第9章 雑則</p>	<p>いつでも、だれでも見ることができる場所かを行政に確認されます</p>	<p>2 事故、その他やむを得ない事情がある場合は、主たる事務所の公衆の見易い場所に掲示する方法によりこれを行う。</p> <p>第12章 事務局 (事務局の設置)</p> <p>第53条 本会の業務を遂行するため、事務局のほか必要な組織（以下「事務局等」という。）を設置する。</p> <p>2 事務局等には、所要の職員を置く。</p> <p>3 前項の職員のうち重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。</p> <p>4 前項以外の職員は会長が任免する。</p> <p>5 事務局等の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第54条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(1) 正会員の名簿</p> <p>(2) 認定、許可、認可及び登記等に関する書類</p> <p>(3) 理事会及び総会の議事に関する書類</p> <p>(4) その他法令で定める帳簿及び書類</p> <p>第13章 補則 (委任)</p> <p>第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整</p>
--	---------------------------------------	---

<p>(委 任)</p> <p>第39条 この定款の施行及び本会の運営について必要な事項は、定款又は総会で定めるもののほか、会長が理事会の議決を経て別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この定款は宮城県知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>2. 本会の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。</p> <p>3. 本会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成14年3月31日までとする。</p> <p>4. 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">四役、部長のうち理事歴の長い方を優先しております。</p>	<p>備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 本会の最初の会長及び副会長の氏名は、次のとおりとし、その任期は第28条第1項の規定にかかわらず、認可後最初の定時総会のときまでとする。</p> <p>会長 北村哲治</p> <p>副会長 高橋将喜、森川昭正、上畑日登美</p> <p>常務理事 中目裕、小泉運治、鎌田裕、佐々木慎一、佐藤亨、瀬戸敏之、岩倉大介、九良賀野弘久、大内英一</p>
--	--	---

